

ご契約のしおり

ご契約に際してご確認いただきたい事項として「重要事項説明書」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

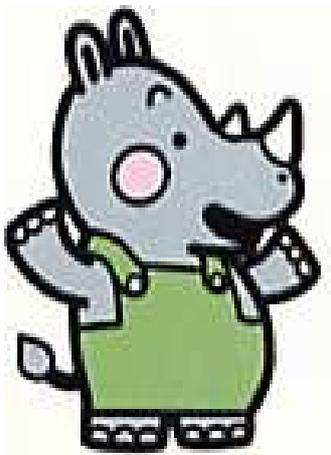
火災共済

交通災害共済

**素早い支払いで
暮らし安心**

**負担の少ない
わずかな掛金で
大きな保障**

**簡単手続きで
ラクラク加入**



新潟市火災共済生活協同組合

はじめに

新潟市火災共済は消費生活協同組合法に基づき、営利を目的としない共済事業として昭和31年12月新潟県知事の認可を受け設立しました。新潟市及び近隣市町村に居住または勤務地がある方が、出資金を払い込み組合員になることで当共済を利用することができます。

相互扶助精神のもと、幸せな暮らしを守る市民の共済として少ない掛金で安心の保障を皆様にお届けしております。

ご契約のしおりについて

ご契約に際してご確認いただきたい事項として「重要事項説明書」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。また、「火災共済事業規約」「火災共済事業実施規則」「交通災害共済事業規約」「交通災害共済事業実施規則」等を掲載しています。大切に保管してください。

出資金について

新しく組合員になられる方は生活協同組合運営のために出資金(1口100円)の払込が必要です。

出資金は組合脱退時にお返ししておりますが、払い戻しの申し出があった場合は対応いたします。

もくじ

【火災共済】	重要事項説明書	1
	1 共済の目的(ご契約の対象)について	5
	2 損害共済金の算出の方法	5
	3 費用共済金の算出の方法	5
	4 他の共済(保険)契約がある場合の共済金のお支払い	6
	5 第三者の行為による損害	6
	6 事故が起こった時の手続き	6
	7 共済金をお支払いした後の契約について	6
	8 消滅時効について	6
	9 自然災害見舞金について	6
【交通災害共済】	重要事項説明書	7
	1 共済の目的の範囲	11
	2 お支払いする共済金	11
	3 事故が起こった時の手続き	11
	4 共済金受取人	11
	5 共済金をお支払いした後の契約について	11
	6 消滅時効について	11
火災共済事業規約		12
火災共済事業実施規則		23
自然災害見舞金の支給に関する規則		27
交通災害共済事業規約		29
交通災害共済事業実施規則		36
後遺障害共済金給付基準		38

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みをお願いします。ご不明な点については当組合までお問い合わせください。

1. この共済の仕組み及び保障内容等

(1) この共済の仕組み

この共済は火災等の（偶然）事故により、建物、動産に損害を受けた場合に共済金をお支払いいたします。

(2) 保障内容

① 共済金をお支払いする事故

詳しくは事業規約の「火災等の損害の定義」、「火災等共済金」をご参照ください。

火災・破裂又は爆発・落雷・航空機の墜落・自動車の飛び込み・水漏れ

② お支払いする費用共済金

詳しくは事業規約の各費用共済金をご参照ください。

臨時費用共済金	臨時の支出のための費用をお支払いします。
残存物取片づけ費用共済金	残存物の取片づけに要する費用をお支払いします。
失火見舞費用共済金	延焼等により近隣住居にも被害が及んだ場合で、自己の費用で見舞金等の費用を支払った場合にお支払いします。
修理費用共済金	賃貸住宅の損害を家主との契約に基づき自己の費用で修理した場合にお支払いします。
漏水見舞費用共済金	漏水等により階下の住居にも被害が及んだ場合で自己の費用で見舞金等の費用を支払った場合にお支払いします。

③ 共済金をお支払いできない主な損害

詳しくは、注意喚起情報「3 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）」、事業規約「共済金を支払わない損害」、「第三者の行為による損害」をご参照ください。

④ 自然災害見舞金について

この組合は、地震等により共済契約者の居住する建物が、発生した災害に対し災害救助法の適用があるか、又は災害救助法の適用に準ずる被災状況であると判断される場合、「自然災害見舞金の支給に関する規則」により最高10万円までの自然災害見舞金を支払います。

(3) 付加できる主な特約とその概要

共済契約に付加できる特約はありません。

(4) 共済期間（共済のご契約期間）

共済期間（共済のご契約期間）は原則1年間です。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。

① ご契約金額の設定

事故が発生した場合に十分な保障が受けられるようご契約金額は当組合が規定する限度額に過不足なく設定してください。限度額を超えてご契約されても、その超過部分については共済金をお支払いすることができません。また、ご契約金額が限度額に満たない場合は、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなります。ご加入時には限度額いっぱいのご加入をお勧めします。（2,000万円を超える共済契約については、全国共済生活協同組合連合会（<https://www.zenkyoren.or.jp>）が行う元受火災共済事業の利用となります。）

② 建物・動産のご契約金額の限度は次のとおりです。

建物 4,000万円
 動産 2,000万円
 合計 6,000万円

建物のみのご契約では動産の損害は保障されません。動産にもお忘れなくご契約金額を設定していただき、契約もれのないようご注意ください。
詳しくは事業規約をご参照ください。

2 共済掛金

共済掛金のご契約金額、建物の構造・用途により決まります。

1 □ 10万円あたりの掛金単価（年額）			
構造	用途	掛金額	
木造	専用住宅	80円	
	店舗等併用住宅	150円	
耐火	専用住宅	40円	
	店舗等併用住宅	200 □ まで	40円
		201 □ から	50円

3 共済掛金の払込方法

共済掛金をご希望にあった払込方法をお選びください。（年額一括払込です。）

- (1) 口座振替
- (2) 口座振込
- (3) 窓口支払い

4 解約返戻金

ご契約を解約される場合は当組合までご連絡ください。
詳しくは、注意喚起情報「5 解約と解約返戻金」をご参照ください。

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みをお願いします。ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

1. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（申込書の記載事項）

- ① ご契約者は、ご契約時に当組合に重要な事項を申し出てください。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されることや共済金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、共済目的の所在地、建物の構造・用途・面積、他の保険（共済も含む）の有無等にご注意ください。
- ② ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には共済契約は無効となります。
 - ア 他人のために（他人の所有するものを共済の目的とする。）共済契約をしたとき
 - イ 契約者が共済の目的（共済の対象である建物又は動産）が既に火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していることを知っていたとき

(2) 契約締結（成立）後における留意事項（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご通知ください。

ご通知がないと変更後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- ① 共済の目的（共済の対象である建物又は動産をいいます。以下同じ）を同一とする他の保険（共済契約も含まれます。）を締結する場合
- ② 契約の名義を変更する場合
- ③ 建物の構造・用途を変更する場合
- ④ 建物を改築又は増築する場合
- ⑤ 共済の目的を他の場所に移転する場合
- ⑥ 建物を30日以上空家又は無人にする場合
- ⑦ 共済金の支払い事由以外の原因によって、共済の目的に損害が生じた場合
- ⑧ 建物を解体する場合

2. 責任開始期

共済責任は、共済契約申込みの日の翌日午前0時から開始します。ただし、契約を継続するとき、契約満了日までに掛金のお支払いがあった場合は、契約満了日の翌日午前0時から開始します。

3. 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）

この共済は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、詳細につきましては事業規約をご参照ください。

- ① 契約者、契約者と同一の世帯に属する方の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ② 戦争、その他変乱によって生じた損害
- ③ 地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害
- ④ 核燃料物質等を起因とする事故によって生じた損害
- ⑤ 風水害
- ⑥ 建物外部からの落下、衝突
- ⑦ ②から⑤による火災（延焼、拡大を含みます。）損害や火元の発生原因を問わず②から⑤によって延焼、拡大した損害
- ⑧ 第三者の行為によって生じた損害で、共済契約者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき

4 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

次年度以降の共済掛金については、契約満了日までにお支払いください。

契約満了日までにお支払いがない場合は、契約が失効となり、契約満了日以後に起きた事故については、共済金をお支払いできません。

ただし、契約満了日から1ヶ月間は、共済掛金の払込猶予期間とします。

5 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合は当組合までご連絡ください。

なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合がございます。詳しくは、当組合までお問い合わせください。

6 個人情報取扱いについて

この共済契約のお申込み又は事故の発生等に際してお客さまよりご提供いただいた情報については、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲において利用させていただきます。

7 クーリングオフ制度の適用はありません

この火災共済は共済期間が1年の契約ですので、クーリングオフ制度の適用はありません。

8 その他

- (1) 共済掛金その他の契約内容は変更される場合があります。その場合は、既にご契約いただいている方については、更新時において、変更後の内容が適用されます。
- (2) 契約満了日まで、契約を更新しない、又は変更するお申し出がない場合は満了する契約と同一の内容で契約が自動更新されます。
- (3) 他の火災共済又は火災保険等に重複して契約があるときは、お支払いする共済金額を他の火災共済又は火災保険等と調整する場合があります。詳しくは、当組合までお問い合わせください。

火災共済について

1 共済の目的(ご契約の対象)について

次のものは建物に含まれます。

- (1) 畳、建具、その他建物の従物
- (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他これらに準ずる建物の付属設備
- (3) 建物に付属する門、塀、垣等の付属工作物
- (4) 建物に付属する物置、納屋等の付属建物

次のものは動産に含まれません。

- (1) 通貨、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)、有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずるもの
 - (2) 貴金属、宝石、宝玉及び書画、彫刻物その他の美術品並びに貴重品等
 - (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、模型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
 - (4) 自動車(原動機付自転車を含みます。)
 - (5) 家畜、家さん、農産物、漁獲物、その他これらに準ずるもの
 - (6) 営業用の商品、半製品、原材料、機械・器具備品またはこれらに準ずるもの
- ※主なものを記載しています。詳しくは火災共済事業規約第2章 第1節(共済契約の範囲)をご覧ください。

2 損害共済金の算出の方法

ご加入いただいております建物・動産の共済金額と共済価額(加入限度額)との割合により次のとおり算出し、損害共済金の額を決定します。

- (1) ご加入の共済金額が共済価額(加入限度額)の70%以上の場合

共済金の額＝損害の額

- (2) ご加入の共済金額が共済価額(加入限度額)の70%未満の場合

$$\text{共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$$

3 費用共済金の算出の方法

火災等共済金をお支払いした場合に様々な費用を次のとおり費用共済金としてお支払いします。

- (1) 臨時費用共済金(仮住まい等臨時の支出の為の費用)
火災等共済金の額の10%に相当する額。ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。
- (2) 残存物取り片づけ費用共済金(損害を受けたものの処分や撤去等の為の費用)
火災等共済金の額の6%に相当する額。ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。
- (3) 失火見舞費用共済金
火災等の事故で第三者の所有物に損害を与え、自己の費用で支払った場合で、1被災世帯当たり20万円を限度とします。(1共済事故につき50万円または共済金額の10%のいずれか少ない額を限度。)
- (4) 修理費用共済金
火災等の事故で借家、借間に居住する契約者が建物に損害を与え修復を行い、自己の費用で支払った場合で、1事故当たり50万円または共済金額の10%のいずれか少ない額を限度とします。
- (5) 漏水見舞費用共済金
漏水事故により第三者の家等に損害を与え、自己の費用で支払った場合で、1被災世帯当たり20万円を限度とします。(1共済事故につき50万円または共済金額の10%のいずれか少ない額を限度。)

4 他の共済(保険)契約がある場合の共済金のお支払い

共済の目的(建物・動産)について火災等を事故とする法律に基づく他の共済契約や保険契約がある場合は、他の共済事業者や保険会社から重複して支払いを受けることができません。

ご請求方法 1

当組合にのみ共済金をご請求される場合は、当組合のご契約に基づいてお支払いができる支払責任額(※1)全額をお支払いします。お支払い後、当組合から他の共済事業者等(※2)に対し、分担額の請求を行います。実際のご契約の内容により相違することがあります。ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

ご請求方法 2

当組合と他の共済事業者等(※2)の両方に共済金をご請求される場合は、それぞれの共済事業者等で分担してお支払いします。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ※1 支払責任額 | 他のご契約がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金 |
| ※2 共済事業者等 | 共済事業者、保険会社又は少額短期保険業者をいいます。 |
| ※3 分担額 | 他の共済事業者等が負担すべき全額をいいます。 |

5 第三者の行為による損害

共済の目的(建物・動産)について、火災、自動車の飛び込み、漏水事故等によって生じた損害が第三者の行為によるもので、その者から損害賠償を受けた時は、お支払いする共済金からその賠償額を差引いてお支払いすることになります。

6 事故が起こった時の手続き

(1) 事故の届出

火災等の事故が発生したら、ただちに当組合までご連絡ください。

(2) 共済金請求に必要な書類

事故に遭われた時は各書類の提出が必要です。

- ① 関係官署が発行するり災証明書・事故証明書
- ② 火災等状況報告書及び損害見積書
- ③ その他の必要書類

7 共済金をお支払いした後の契約について

共済金をお支払いした時は、共済金額からお支払いした共済金の額を差し引いた残額が共済期間満了までの期間にかかる共済金額となります。

なお、残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満になった時はご契約が消滅します。

8 消滅時効について

(1) 共済金の支払義務

お支払い事由の発生日から共済金請求手続きを3年間行わなかった場合は時効により消滅します。

(2) 当組合の共済掛金の払い戻し義務

共済掛金の返還請求及び返戻金を請求する権利請求の原因となる事実を知った時からその請求手続きを3年間行わなかった場合は時効により消滅します。

※詳しくは火災共済事業規約第51条(時効)をご覧ください。

9 自然災害見舞金について

この制度は火災共済とは別に火災共済契約者が、共済期間中に災害救助法の適用があるか又は災害救助法の適用に準ずる自然災害(地震・風水害等)により共済契約者の居住する建物が損害を受けた場合に、お見舞金をお支払いします。

※【自然災害見舞金の支給に関する規則】により最高10万円です。お支払いできる基準、見舞金の額等詳しくは「自然災害見舞金の支給に関する規則」をご覧ください。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みをお願いします。ご不明な点については当組合までお問い合わせください。

1. この共済の仕組み及び保障内容等

(1) この共済の仕組み

この共済は交通事故により傷害を受けた場合に共済金をお支払いいたします。

(2) 保障内容

① 共済金をお支払いする事故

詳細につきましては、事業規約の「共済責任」をご参照ください。

日本国内において、次に掲げる交通事故等（以下「事故」という）によって傷害を受けたときに共済金をお支払いします。

ア 運行中の交通乗用具に搭乗中の事故

イ 運行中の交通乗用具との衝突、接触又はその火災若しくは爆発等による事故

ウ 運行中の交通乗用具の積載物との衝突、接触又はその落下等による事故

エ 駅の改札口を入れてから通常の通路によって、出札口を出るまでの区間における事故

② お支払いする共済金の種類

詳細につきましては、事業規約の各共済金の項目をご参照ください。

ア 死亡共済金

被共済者が事故によって傷害を受け、その直接の結果として被害の日から180日以内に死亡したとき。

イ 後遺障害共済金

被共済者が事故によって傷害を受け、その直接の結果として被害の日から180日以内に身体の一部を失い、又はその機能を全く廃したことにより後遺障害となったとき。

ウ 医療共済金

被共済者が事故により傷害を受け、その直接の結果として業務能力の滅失又は減少をきたし、かつ、医師の治療を受けたとき。医療共済金の給付は被害の日から180日を経過したとき、又は被共済者が死亡したときはこれを行わないものとします。ただし、通院については90日をもって限度とします。

なお、被共済者が医療共済金を受けるべき期間中、さらに医療共済金の給付を受けるべき傷害を受けたときは、重複して医療共済金を給付しないものとします。

③ 交通乗用具の範囲

交通乗用具とは、次に掲げるものを言います。ただし、もっぱら遊戯及びスポーツの用に供するものは除きます。

ア 汽車、電車、気動車、ケーブルカー、リフト、

モノレール、トロリーバス、エスカレーター及びエレベーター

イ 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、人力車及びそり

ウ 航空機、船舶

(3) 付加できる主な特約とその概要

共済契約に付加できる特約はありません。

(4) 共済期間（共済のご契約期間）

共済期間（共済のご契約期間）は1年間です。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約いただく共済金額は最高60万円です。

2 共済掛金

1人あたりの共済掛金は次のとおりです。

種 別	共済掛金額
一 般	600 円
中学生以下	500 円
職業運転者	1,200 円

3 共済掛金の払込方法

共済掛金をご希望にあった払込方法をお選びください。(年額一括払です。)

- (1) 座振替
- (2) 座振込
- (3) 窓口支払

4 解約返戻金

ご契約を解約される場合は当組合までご連絡ください。

詳しくは、注意喚起情報「5 解約と解約返戻金」をご参照ください。

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みをお願いします。ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

1. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（申込書の記載事項）

ご契約者は、ご契約時に当組合に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されることや、ご契約が解除されることがあります。

(2) 契約締結（成立）後における留意事項（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、必ず当組合までご通知ください。

ご通知がないと変更後に生じた事故による傷害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- ア 被共済者につき、体の障害を担保とする他の保険（共済契約も含まれます。）を締結する場合
- イ 職種、住所または勤務場所等を変更したとき

2. 責任開始期

共済責任は、共済契約申込みの日の翌日午前0時から開始します。

ただし、契約を継続するとき、契約満了日までに掛金のお支払いがあった場合は、契約満了日の翌日午前0時から開始します。

3. 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）

この共済は、次に掲げる事由によって生じた傷害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細につきましては事業規約の「共済金を支払わない傷害」の項目をご参照ください。

- ① 被共済者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による傷害
- ② 被共済者の自殺行為又は犯罪行為及び闘争行為
- ③ 被共済者の無免許運転中の事故による傷害（それを知り得る同乗中の被共済者も含まれます）
- ④ 被共済者の酒気帯び運転若しくは飲酒（酩酊）運転中の事故による傷害（それを知り得る同乗中の被共済者も含まれます）
- ⑤ 戦争その他の事変及び天災による傷害
- ⑥ 被契約者又は共済金受取人が共済金請求書類に故意に不実のことを記載し、又は当該書類若しくはその傷害にかかる証拠を偽造し、若しくは変造したとき
- ⑦ 被契約者又は共済金受取人がこの組合の行う事故の調査について正当な理由がないのにこれを拒み又は妨げたとき

4. 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

次年度以降の共済掛金については、契約満了日までにお支払いください。

契約満了日までにお支払いがない場合は、契約が失効となり、契約満了日以後に起きた事故については、共済金をお支払いできません。

ただし、契約満了日から1ヶ月間は、共済掛金の払込猶予期間とします。

5. 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合は当組合までご連絡ください。

なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合がございます。

6 個人情報の取扱いについて

この共済契約のお申込み又は事故の発生等に際してお客さまよりご提供いただいた情報については、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲において利用させていただきます。

7 クーリングオフ制度の適用はありません

共済期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込み後であってもご契約のお申込みの撤回又は解除（クーリングオフ）を行うことができますが、この交通災害共済は共済期間が1年の契約ですので、クーリングオフ制度の適用はありません。

8 その他

- (1) 共済掛金その他の契約内容は変更される場合があります。その場合は、既にご契約いただいている方については、更新時において、変更後の内容が適用されます。
- (2) 契約満了日までに、契約を更新しない、又は変更するお申し出がない場合は満了する契約と同一の内容で契約が自動更新されます。

交通災害共済

1 共済の目的の範囲

共済契約は、被共済者の生命身体に対する傷害でなければ、その目的とすることはできません。

2 お支払いする共済金

- (1) 死亡共済金
- (2) 後遺障害共済金
- (3) 医療共済金

※詳しくは交通災害共済事業規約第 25 条(死亡共済金)、第 26 条(後遺障害共済金)、第 27 条(医療共済金)及び「後遺障害共済金給付基準」をご覧ください。

3 事故が起こったときの手続き

(1) 警察署への事故届

交通事故でけがをされたら、ただちに最寄りの警察署に届出のうえ、交通事故証明書の交付申請用紙を請求してください。

※自転車の単独自損事故でも必ず上記の手続きを行ってください。

(2) 事故の届出

警察署への届出後、ただちに当組合までご連絡ください。

(3) 共済金請求書類

共済金の請求には次の書類が必要です。

- ① 事故証明書
- ② 医師の診断書 ※死亡の場合は死亡診断書及び戸籍謄本
- ③ 交通災害共済事故届
- ④ 交通災害共済金請求書

4 共済金受取人

共済契約者が死亡した時の共済金受取人の範囲は、次の各号に掲げるものとします。詳しくは、交通災害共済事業規約第 6 条(共済金受取人の範囲)をご覧ください。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしないが、被共済者の死亡当時事実上、婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。

5 共済金をお支払いした後の契約について

共済金をお支払いした時は、共済金額からお支払いした共済金の額を差し引いた残額が共済期間満了までの期間にかかる共済金額となります。

なお、残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の 5 分の 1 未満になった時はご契約が消滅します。

6 消滅時効について

(1) 共済金の支払義務

お支払事由の生じた日から共済金請求手続きを 3 年間行わなかった場合は時効により消滅します。

(2) 当組合の共済掛金の払い戻し義務

共済掛金の返還請求及び返戻金を請求する権利請求の原因となる事実を知った時からその請求手続きを 3 年間行わなかった場合は時効により消滅します。

※詳しくは交通災害共済事業規約第 38 条(時効)をご覧ください。

火災共済事業規約

第1章 総則

(通則)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合(以下「組合」といいます。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条(事業の品目等)第1号に掲げる事業を実施します。
(事業)

第2条 この組合が行う火災共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業とします。

(1) 火災、破裂、爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水漏れ及び落雷(以下「火災等」といいます。)による損害

(2) 前号の損害により生じた見舞金等の費用支出

2 この組合は、前項に附随する事業として、共済の目的について、共済期間中に発生した火災等によって生じた損害に対して当該共済の目的と同程度の構造、質、用途、規模、型及び能力のものを再取得するために要する額(以下「再取得価額」といいます。)を共済金として支払うことを約する事業(以下この事業に係る契約を「再取得価額特約」といいます。)を行います。

3 前項の再取得価額特約は、共済の目的について、共済契約申込み当時の時価に相当する額(以下「時価額」といいます。)が再取得価額の50パーセントに相当する額以上で、かつ、共済金額が再取得価額の70パーセントに相当する額以上の場合に附随されます。

(火災等の損害の定義)

第3条 前条第1項第1号の火災等の損害の定義については、次のとおりとします。

(1) 火災による損害とは、人の意図に反して、若しくは放火により発生し、又は拡大し、消火の必要ある燃焼現象に伴うものであって、これを消火するために、消火設備又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする状態による損害(消防又は避難に必要な処置を含みます)をいいます。ただし、燃焼機器及び電気機器等の過熱等により生じた当該機器のみの損害を除きます。

(2) 破裂又は爆発による損害とは、気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発による損害をいいます。

(3) 航空機の墜落による損害とは、航空機の墜落及び部品等の落下物による損害をいいます。

(4) 自動車の飛び込みによる損害とは、車両(道路交通法第2条(定義)第1項第8号に定める車両をいいます。)若しくはその積載物の衝突又は接触による損害をいいます。ただし、共済契約者若しくはその者と同一の世帯に属する親族(以下「共済契約関係者」といいます。)又はその親族以外の同居する者が所有若しくは運転する車両又はその積載物の衝突若しくは接触によるものは除きます。

(5) 水漏れによる損害とは、次のものをいいます。ただし、自然現象に伴うものは除きます。

ア 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水漏れ損害。

イ 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水漏れ損害。ただし、給排水設備に存在する欠陥又は腐蝕、さび、かび、虫害その他の自然の消耗等に起因する損害を除きます。

(6) 落雷による損害とは、衝撃損害及び送電線への落雷による電気機器への波及損害をいいます。

(重要事項の提示)

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」といいます。)及び共済契約者に注意を喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」といいます。)をあらかじめ正確に提示します。

2 前項に規定する契約概要及び注意喚起情報とは次に掲げるものとします。

(1) 契約概要

ア 共済商品の仕組み

イ 保障内容

ウ 付加できる主な特約とその概要

エ 共済期間

オ 引受条件(共済金額)

カ 共済掛金に関する事項

キ 共済掛金の払込に関する事項

ク 解約返戻金の有無等に関する事項

(2) 注意喚起情報

ア クーリング・オフに関する事項

- イ 告知義務等の内容
- ウ 責任開始期
- エ 主な免責事由
- オ 共済掛金の支払猶予期間等
- カ 解約と解約返戻金の有無
- キ 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(再共済)

第5条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会（以下「全共連」といいます。）の再共済に付することができます。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、「火災共済の授受に関する基本契約書」により行うものとします。
(全共連元受火災共済)

第6条 この組合は、この組合の共済金額の最高限度を超える額について、全共連の火災共済事業規約に基づき、全共連が行う火災共済事業（以下「全共連元受火災共済」といいます。）を利用することができます。

2 前項の場合において、全共連元受火災共済の締結は、共済代理店委託契約書により行います。

3 前2項の規定により、共済契約申込者とこの組合との間に締結され有効に成立した全共連元受火災共済契約は、全共連と直接契約されたものとします。

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第7条 共済契約者は、この組合の組合員及び共済契約関係者とします。

(被共済者の範囲)

第8条 この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り締結します。

(共済金受取人の範囲)

第9条 共済金受取人は、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいい、共済契約者とします。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、共済契約者の相続人とします。

3 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めなければなりません。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表します。

(共済の目的の範囲)

第10条 共済契約は、金銭に見積もることができる物でなければ、その目的とすることはできません。

(共済の目的 建物)

第11条 共済の目的とすることができる建物は、共済契約者又は共済契約関係者が所有し居住する建物(ただし、区分所有の建物の場合においては占有部分とします。)、又は所有し居住用に貸す建物とします。ただし、火災共済事業実施規則（以下「実施規則」といいます。）で定めるものを除きます。

2 次の各号に掲げる物は、共済の目的に含まれます。

- (1) 畳、建具、その他建物の従物
- (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他これらに準ずる建物の付属設備
- (3) 建物に付属する門、塀、垣その他付属工作物
- (4) 建物に付属する物置、納屋その他付属工作物

(共済の目的 動産)

第12条 共済の目的とすることができる動産は、共済契約者又は共済契約関係者が所有する動産で、居住若しくは使用する建物内に収容されている動産とします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する物は、共済の目的に含まれません。

- (1) 通貨、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。）、有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずる物
- (2) 貴金属、宝石、宝玉及び書画、彫刻物その他の美術品並びに貴重品その他の物
- (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、模型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (4) 自動車（原動機付自転車を含みます。）
- (5) 家畜、家さん、農作物、漁獲物、その他これらに準ずる物
- (6) 営業用の商品、半製品、原材料、機械、器具備品又はこれらに類する物
- (7) 前条第1項ただし書きにより、実施規則に定める建物内に収容されている動産
(共済契約の締結の単位)

第13条 共済契約は、共済の目的である建物ごと、又は同一の建物内に収容されている共済の目的である動産ごとに締結します。

2 前項の場合において、共済契約者は、1人に限ります。

3 前項の規定にかかわらず、2人以上の者が同一世帯に属する場合において、そのうち2人以上の者が共済契約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の共済金額の合計額が次条（共済金額）第2項から第3項までに規定する額を超えない範囲において、それぞれ共済契約者となることができます。

（共済金額）

第14条 共済契約1口についての共済金額は10万円とします。

2 共済金額の最高限度は、共済の目的の時価額とします。ただし、共済の目的ごとの共済金額の最高限度は、次の各号の金額とします。

(1) 共済の目的が建物のとき 2,000万円

(2) 共済の目的が動産のとき 2,000万円

(3) 共済の目的が建物及び動産のとき 2,000万円

3 前項の共済金額の最高限度を超える契約については、第6条第1項に規定する全共連元受火災共済を利用し、前項各号の共済の目的ごとの共済金額の最高限度を次の各号の金額まで引上げ、共済契約を結ぶことが出来ます。この場合の共済金額の最高限度も共済の目的の時価額とします。

(1) 共済の目的が建物のとき 4,000万円

(2) 共済の目的が動産のとき 最高限度は2,000万円のままとする。

(3) 共済の目的が建物及び動産のとき 6,000万円

4 前二項の規定にかかわらず、再取得価額特約が附帯される共済金額の最高限度は、共済の目的となる物の再取得価額とします。ただし、この場合においても前二項各号の共済金額を最高限度とします。

（再取得価額の算定及び制限）

第15条 共済の目的である建物の再取得価額は、標準的な額とし、次の各号の場合には、それぞれ各号に規定する額を限度とします。

(1) 共済の目的である建物の再取得価額が、当該建物の構造に応じて、3. 3㎡当り木造60万円、耐火60万円に当該建物の延面積を乗じて得た額（以下「建物の標準加入額」といいます。）以下であるとき。

建物の標準加入額

(2) 共済の目的である建物の再取得価額が、建物の標準加入額を超え、かつ、3. 3㎡当り90万円に当該建物の延面積を乗じて得た額（以下「建物の上限額」といいます。）以下であるとき。

建物の再取得価額

(3) 共済の目的である建物の再取得価額が、建物の上限額を超えるとき。

建物の上限額

2 共済の目的である動産の再取得価額は、標準的な額とし、次の各号に規定する共済金額を限度とします。

(1) 共済の目的である動産の再取得価額が、共済契約者及び共済契約関係者の人数に応じて次に定める金額（以下「動産の標準加入額」といいます。）以下であるとき。

動産の標準加入額

ア 子供 1人につき 200万円

イ 大人 1人につき 400万円

(2) 共済の目的である再取得価額が、動産の標準加入額を超え、かつ、次に定める金額（以下「動産の上限額」といいます。）以下であるとき。

動産の再取得価額

ア 大人 1人につき 800万円

(3) 共済の目的である動産の再取得価額が、動産の上限額を超えるとき。

動産の上限額

3 前項第1号にいう大人及び子供の定義については、次のとおりとします。

(1) 子供とは、中学生以下の者をいいます。

(2) 大人とは、前号以外の者をいいます。

4 共済契約を締結した後において、共済の目的である建物又は動産に変更が生じ、変更後に第1項第1号及び第2項第1号により再計算したそれぞれの標準加入額が、共済契約締結のときの標準加入額以下となった場合において、当該契約に基づく共済金額は、それぞれ変更後に再計算した標準加入額とします。

（共済金の種類）

第16条 共済契約によりこの組合が支払う共済金の種類は、損害共済金（以下「火災等共済金」といいます。）及び費用共済金とします。

2 前項に規定する費用共済金は、次の各号のとおりとします。

- (1) 臨時費用共済金
- (2) 残存物取片づけ費用共済金
- (3) 失火見舞費用共済金
- (4) 修理費用共済金
- (5) 漏水見舞費用共済金
(共済掛金額)

第17条 共済契約1口についての共済掛金額(年額)は、次のとおりとし、その算定は、別紙第1火災共済掛金額算出方法書に定める方法によります。

建物の構造	用 途	共済掛金額
耐 火 [鉄筋コンクリート並びにコンクリートブロック造等]	(1)専用住宅 (2)店舗、作業場等併用住宅	年 40 円
木 造	(1)専用住宅	年 80 円
	(2)店舗、作業場等併用住宅	年 150 円

(共済期間)

第18条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とします。ただし、この組合が特に必要と認めた場合は、実施規則の定めるところにより共済期間が1年に満たない共済契約(以下「短期契約」といいます。)を締結することができます。

2 前項の短期契約の共済掛金額は共済契約の効力の生ずる日から満期の日までの月数に、前条(共済掛金額)で規定する共済掛金額の1/2を乗じた額とします。

第2節 共済契約の申込み、成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約者の申込み及び共済契約者の告知義務)

第19条 共済契約申込者は、共済契約の申込みにあたっては、次の各号に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 共済の目的の所在地
- (3) 共済契約申込日及び共済期間
- (4) 共済金額及び契約口数
- (5) その他この組合が必要と認めた事項

2 共済契約申込者は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、この組合が告知を求めたもの(以下「告知事項」といいます。)について、事実を正確に告げなければなりません。

- (1) 建物の延床面積、構造、用途、所有形態及び占有等
- (2) 共済の目的につき火災等を事故とし損害又は費用を補償する他の共済契約又は保険契約の有無等

3 この組合は、前2項の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。

4 この組合は、前項の諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的であるべき物についてその構造、用途及び周囲の状況等危険に影響する諸般の事情を調査することができます。

5 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第1項の共済掛金に相当する金額を共済契約申込者に払い戻します。

(共済契約の成立)

第20条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日(以下「申込みの日」といいます。)に成立したものとみなし、かつ、その日の翌日の午前零時から効力が生じます。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、更新する前の共済期間の満了のときから効力が生じます。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した共済契約証書を共済契約者に交付します。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 共済の目的の所在地
- (3) 共済契約申込日及び共済期間

- (4) 共済金額及び契約口数
- (5) 建物の延床面積、構造、用途・所有形態及び占有等
- (6) 共済の目的につき火災等を事故とし損害又は費用を補償する他の共済契約又は保険契約の有無等
- (7) 共済契約証書の作成年月日
- (8) その他この組合が必要と認めた事項
(共済契約の更新)

第20条の2 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない旨又は変更する旨の申し出がされない場合には、満了する契約と同一内容で共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、実施規則に定める共済掛金口座振替特則を適用する場合には、組合の指定する日までに共済契約を更新しない旨又は変更する旨を組合に申し出なければなりません。

3 この組合は、共済契約者から共済契約の変更の申し出を受け、その申し出を承諾した場合には、その内容で更新します。

4 この組合は、共済期間の満了する共済契約の更新に際して、実施規則で定める共済契約の更新に関して不適当と認める基準に該当するときは、更新しません。

5 この組合は、この規約又は実施規則の変更があったときは、更新日における変更後の規約又は実施規則により、共済契約が更新されるものとします。

6 共済契約者が、共済契約の変更の申し出をする場合には、次の各号に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、これをこの組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 共済の目的の所在地
- (3) 共済契約申込日及び共済期間
- (4) 共済金額及び契約口数
- (5) その他この組合が必要と認めた事項

7 共済契約者は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、この組合が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げなければなりません。

- (1) 建物の延床面積、構造、用途、所有形態及び占有等
- (2) 共済の目的につき火災等を事故とし損害又は費用を補償する他の共済契約又は保険契約の有無等

8 この組合は、第1項から第3項の更新をした場合、その旨を共済契約者に書面により通知します。

9 この組合は、第4項にもとづき、共済契約を更新しなかった場合には、その旨を共済契約者に通知します。
(共済掛金の払込み)

第21条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。

2 共済契約者は、共済契約を更新するときは、更新する前の共済契約期間の満了日までに共済掛金を支払わなければなりません。

3 前項に規定する契約の共済掛金の払込みは、共済期間の満了する日から1ヶ月の払込猶予期間を設けるものとします。ただし、払込猶予期間内に共済掛金の払込みがない場合には、当該共済契約期間の満了を持って効力を失うものとします。

4 前項に規定する払込猶予期間内に共済事故が発生した場合には、共済掛金が払込猶予期間中に支払われたときに限り共済金を支払うことができます。

5 共済契約者は、実施規則に定めるところにより、共済掛金を、口座振替により払込みができるものとします。
(共済契約者の通知義務等)

第22条 共済契約者は、次の各号の事実が発生した場合において、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由による場合は当該事実の発生を知った後遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。

- (1) 共済の目的につき、火災等を事故とし損害又は費用を補償する他の共済契約又は保険契約を締結すること。
- (2) 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、若しくは増築すること。ただし、その構造の変更又は改築若しくは増築が軽微である場合は、この限りではありません。
- (3) 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物を30日以上空家又は無人とすること。
- (4) 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるために5日間の範囲内で移転する場合は、この限りではありません。

- (5) 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の全部又は一部を解体すること。
 - (6) 共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。
ただし、その損害が軽微である場合、又は当該事実がなくなった場合は、この限りではありません。
 - (7) 共済の目的が第11条（共済の目的 建物）又は第12条（共済の目的 動産）第1項の規定の範囲外となること。
 - (8) 前各号のほか、共済の目的につき火災等の事故の発生するおそれが著しく増大すること。
- 2 前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承諾したときは、共済契約証書に裏書します。
- 3 共済契約者若しくは共済契約関係者又はその親族以外の同居する者は、この組合が第1項の事実の発生に関する調査のために行う共済の目的の検査を、正当な理由がないのに拒み又は妨げてはなりません。
- 4 第1項第2号の場合において、危険が著しく減少したときは、共済契約者は、この組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該危険に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することが出来ます。

第3節 共済契約の取消、無効、解約、解除及び消滅

（共済契約の取消）

第23条 この組合は、共済契約者（又は共済金受取人）の詐欺又は強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該契約を取り消すことができます。

- 2 前項の規定による取り消しは通知をもって行います。

（共済契約の無効）

第24条 共済契約は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

- (1) 共済契約者が他人のために共済契約を締結したとき。
 - (2) 共済契約者が共済契約の当時、共済の目的につきすでに火災等による損害が生じ、又は火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。
 - (3) 共済金額が、第14条（共済金額）第2項から第3項までに規定する最高限度額を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約。
- 2 この組合は、前項の場合において、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に返還します。なお、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、その直前の共済契約が前項各号の規定のいずれかに該当するときは、その直前の共済契約の共済掛金を含みます。

（共済契約の解約）

第25条 共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。ただし、共済金請求権に質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

（共済契約の解除）

第26条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

(1) 告知義務違反による解除

共済契約者が、共済契約の申込みの当時、告知事項について、故意又は重大な過失によりこの組合に対して事実を告げず、又は当該事項について不実のことを告げたとき。ただし、この組合がその事実を知っていた場合、又は過失により知らなかった場合は、この限りではありません。

(2) 危険増加による解除

第22条（共済契約者の通知義務等）第1項第2号から第8号に掲げる事実がある場合で、故意又は重大な過失により遅滞なく当該事実の通知をしなかったとき。ただし、この組合が同条第2項の規定により共済契約証書に裏書した場合は、この限りではありません。

(3) 重大事項による解除

ア 共済契約者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済契約者又は共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求について詐欺を行い、又は生じさせようとしたこと。

ウ 共済契約者又は共済金受取人が次のいずれかに該当するとき。

- ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この組合の当該共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存

続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生の後にされたときであっても、この組合は共済金を支払わないものとし、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、前項第1号及び第2号については、その共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときは、この限りではありません。
- 3 共済契約者又は共済金受取人が第1項第3号ウの①から④までのいずれかに該当することによりこの組合が解除をした場合には、第2項の規定は第1項第3号ウの①から④までのいずれにも該当しない共済金受取人にかかる共済金には適用しません。
- 4 第1項第1号及び第2号の規定による解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから1箇月間行使しなかったとき、又は第1号においては共済契約の成立後、第2号においては当該事実が生じたときから5年を経過したときは、消滅します。
- 5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する書面による通知によって行います。

(共済契約の取消、解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し)

第27条 この組合は、第23条(共済契約の取消)については、共済掛金を返還しません。

- 2 この組合は、第25条(共済契約の解約)第1項の共済契約の解約(次項に該当する場合を除きます。)及び第26条(共済契約の解除)第1項の規定による共済契約の解除については、共済契約の解約又は解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の24分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。
- 3 この組合は、共済契約者が、この組合と既に締結している共済契約の共済の目的につき、その共済金額を超える金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結したとき、又は第22条(共済契約者の通知義務等)第4項の請求により減額した共済金額で新たに共済契約を締結したときに、これとともに、既にその締結している共済契約を解約したときは、当該共済契約の未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。

(共済契約の消滅)

第28条 共済の目的につき、次の各号の事実が発生した場合において、当該事実の発生したときをもって、共済契約は消滅します。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは、共済契約者は遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。

- (1) 火災等以外の原因による滅失
 - (2) 第38条(共済金を支払わない損害)第1項及び第2項の事故による滅失
 - (3) 解体
 - (4) 譲渡(法令に基づく収用又は買収による所有権の移転を含みます。)
 - (5) 第48条(残存共済金額)に規定する残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満となったこと。
- 2 この組合は、前項第3号又は第4号に掲げる事実(次項第2号の場合を除きます。)が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の24分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。
 - 3 この組合は、次に掲げる場合には、共済契約の消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。
 - (1) 第1項第1号又は第2号に掲げる事故(第38条(共済金を支払わない損害)第1項第1号及び第2号の事故による場合を除きます。)が発生したため、共済契約が消滅したとき。
 - (2) 法令又は法令に基づく処分により第1項第3号又は第4号に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅したとき。

(共済掛金の払い戻し方法)

第29条 第24条(共済契約の無効)第2項、第27条(共済契約の取消、解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し)第2項、第3項並びに前条第2項及び第3項の規定による共済掛金の払戻金は、共済契約証書と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払います。

第3章 共済金及び共済金の支払い

第1節 共済金

(火災等共済金)

- 第30条 この組合は、共済の目的につき共済期間中に火災等によって損害が生じた場合に火災等共済金を支払います。
- 2 前項の規定により支払う火災等共済金の額は、当該共済契約の共済金額を限度として、次の各号に定める額と

します。この場合における損害の額及び共済の目的の価額（以下「共済価額」といいます。）は、その損害が生じた場所及び時における時価に相当する額によるものとします。

- (1) 共済金額が共済価額の70パーセントに相当する額以上のときは、損害の額を火災等共済金の額とします。
- (2) 共済金額が共済価額の70パーセントに相当する額未満のときは、次の算式により算出された額を火災等共済金の額とします。

$$\text{火災等共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 0.7}$$

3 前項の規定にかかわらず、再取得価額特約が附帯された共済契約の損害の額及び共済価額は、その損害が生じた場所及び時における再取得価額に相当する額とします。

4 前項の再取得価額は、第15条（再取得価額の算定及び制限）の規定により算出される額とします。

5 共済契約者が故意又は重大な過失によって第43条（損害防止の義務）の規定による損害の防止の義務を怠ったときは、共済の目的につき火災等によって生じた損害の額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第2項及び第3項の損害の額とみなします。

（臨時費用共済金）

第31条 この組合は、前条の火災等共済金が支払われる場合に火災等に伴う生活上の臨時的支出に充てるために要する費用として、臨時費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う臨時費用共済金の額は、火災等共済金の額の10パーセントに相当する額とします。ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。

（残存物取片づけ費用共済金）

第32条 この組合は、第30条（火災等共済金）の火災等共済金が支払われる場合に、損害を受けた共済の目的の残存物の取片付けに要する費用として、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う残存物取片づけ費用共済金の額は、火災等共済金の額の6パーセントに相当する額とします。ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。

（失火見舞費用共済金）

第33条 この組合は、共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した火災、破裂及び爆発により第三者の所有する建物又は動産に損害を与え、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実自己の費用で支払ったときは、失火見舞費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う失火見舞費用共済金の額は、共済契約者又は共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、1被災世帯あたり20万円を限度とし、かつ、1共済事故につき50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

（修理費用共済金）

第34条 この組合は、共済契約者が借家、借間に居住し共済契約者又は共済契約関係者の責に帰すべき事由の火災、破裂、爆発及び水漏れにより建物に損害を与え、かつ、共済契約者又は共済契約関係者が現実に自己の費用でその損害につき賃貸借契約に基づいて修復を行ったときは、修理費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う修理費用共済金の額は、共済契約者又は共済契約関係者が現実に自己の費用で修復を行った額とします。ただし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

（漏水見舞費用共済金）

第35条 この組合は、共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水、放水又は溢水により、第三者の所有する建物又は動産に水漏れ損害を与え、かつ、それによって見舞金等の費用を共済契約者又は共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、漏水見舞費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、共済契約者又は共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、1被災世帯あたり20万円を限度とし、かつ、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

（費用共済金の支払いの限度）

第36条 第31条（臨時費用共済金）から第35条（漏水見舞費用共済金）までに規定する費用共済金の限度額は、第30条（火災等共済金）に規定する火災等共済金の額と合計して共済金額を超える場合でも支払います。

（重複契約による共済金の支払額）

第37条 共済の目的につき火災等を事故とする他の契約があり、他の契約で共済金（保険金）が支払われていない場合において、共済契約者が、火災等の事故によりこの組合に火災等共済金を請求したときは、この組合は、それぞれ他の契約がないものとして算出した支払うべき共済金（以下「支払責任額」という。）を限度として火災等共済金を支払います。

2 他の共済（保険）契約から共済金（保険金）が支払われた場合は、この組合の共済契約の共済金の額から、他の共済（保険）契約から支払われた共済金（保険金）の合計額を差し引いた残額を火災等共済金として支払います。ただし、この組合の支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、第31条（臨時費用共済金）から第35条（漏水見舞費用共済金）の支払事由が生じた場合における支払額は、前2項の規定を適用して算出した額とします。

4 前3項の規定にかかわらず、当組合の共済金額の最高限度を超える共済契約の場合は、全共連との共済代理店委託契約書に基づき、全共連の支払責任額を一括して支払います。

（共済金を支払わない損害）

第38条 この組合は、次に掲げる事由によって生じた損害に対して共済金を支払いません。

(1) 共済契約者又は共済金受取人の故意又は重大なる過失により生じた損害

(2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害。ただし、その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合はこの限りではありません。

(3) 火災等に際し、共済の目的たる物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害

2 この組合は、発生原因が直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) 戦争その他の変乱

(2) 地震又は噴火若しくはこれらによる津波

(3) 風水害

(4) 建物外部からの落下、飛来、衝突 ただし、第3条（火災等の損害の定義）第1項第3号及び第4号に掲げる損害を除きます。

(5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくはこれらの特性に起因する事故

(6) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

3 この組合は、前項各号の事由によって発生した火災等の事故が燃焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって燃焼又は拡大して生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

4 再取得価額特約が附帯された契約の共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、当該共済の目的に代わるべき建物及び動産を再取得しないときは、この組合は、当該特約に基づく共済の部分については支払わないものとし、既に支払っているときは、その返還を請求することができます。ただし、共済契約者が正当な理由に基づきこの組合の承認を受けた場合はこの限りではありません。

（共済金の支払義務を免れる場合）

第39条 この組合は、共済契約者又は共済金受取人が第41条（共済金の支払請求）第1項の書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したときは、共済金を支払う義務を免れます。

第2節 共済金の請求及び支払い

（事故発生のお知らせ）

第40条 共済契約者は、共済の目的について火災等による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく事故発生状況をこの組合に通知しなければなりません。

2 前項の通知を正当な理由がなく怠った場合において、共済契約者に損害賠償の請求ができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

（共済金の支払請求）

第41条 共済金受取人は、共済の目的につき火災等によって損害が生じ、この組合に共済金を請求するときは、共済金支払請求書に共済契約証書及び次に掲げる書類を添え、提出しなければなりません。

(1) 関係官署の罹災証明書

(2) 火災等状況報告書及び損害見積書

(3) その他の必要書類

2 前項の規定にかかわらずこの組合は、前項の書類の一部の提出を省略することができます。

3 第9条（共済金受取人の範囲）第3項に掲げる者が、共済金の請求をしようとするときは、第1項に掲げる提出書類のほか、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（共済金の支払い及び支払い場所）

第42条 この組合は、前条の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日から30日以内に、次の事項の確認を終え、この組合の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

(1) 共済金の支払事由発生の有無

- 事故の原因、事故の発生の状況、損害発生の有無
- (2) 共済金が支払われない事由の有無
共済金が支払われない事由として、当該共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための事実
損害の額、事故と損害との関係及び内容
 - (4) 共済契約の効力の有無
当該共済契約において規定する解除、無効又は取り消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号のほか、この組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実。他の共済契約等の有無及び内容、損害について共済金受取人が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等
- 2 前項各号に規定する事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項にかかわらず、この組合は請求書類がこの組合に到着した日から次のいずれかの日数が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この組合は、その旨を共済金受取人に通知します。
- (1) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査及び弁護士法その他の法令に基づく照会
180日
 - (2) 前項の(1)から(5)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
90日
 - (3) 災害救助法が適用された災害被災地域における前項各号の確認の為に調査
60日
- 3 前2項に掲げる必要な事項に際し、共済契約者が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しません。
- (損害防止の義務)
- 第43条 共済契約者及び共済契約関係者は、共済の目的につき火災等が発生したとき又は発生の原因が生じたときは、損害の防止及び軽減に努めなければなりません。
- 2 この組合は、前項における損害の防止及び軽減にかかる費用は負担しません。
- (損害物の検査等)
- 第44条 この組合は、共済金の支払いに際し、調査のため必要がある場合には、損害を被った物を検査し、類別し又は一時他に移転することができます。
- (第三者の行為による損害)
- 第45条 共済の目的につき火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約者又は、共済契約関係者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れます。
- 2 前項の場合において、この組合が共済金を支払っていないときは、第三者から賠償を受けた額を支払うべき共済金から控除し、その残額を共済金受取人に支払うものとし、共済金を支払った後は、第三者から賠償を受けた額又は支払った共済金の額のうちいずれか少ない額の返還を、共済金受取人に対して請求することができます。
- (請求権代位)
- 第46条 この組合は、共済の目的につき第三者の行為により第30条（火災等共済金）の共済金を支払ったときは、その支払った共済金の額を限度に、共済契約者又は共済金受取人の権利を害さない範囲内で、共済契約者又は共済金受取人が当該第三者に対して有する権利を取得します。
- 2 共済契約者又は共済金受取人は、この組合が要求したときには、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠及び書類の提出、その他の行為をしなければなりません。この場合において、これらの行為に要する費用は、この組合の負担とします。
- 3 加害者に対する損害賠償請求権の放棄又はその他の者への債権の譲渡等により、共済契約者又は共済金受取人がこの組合の権利を害した場合には、それによってこの組合に生じた損害の賠償を共済契約者又は共済金受取人に請求できます。
- (残存物代位)
- 第47条 火災等の損害によって共済の目的につきすべてが滅失した場合において、この組合が支払った当該共済金の額の共済価額に対する割合に応じ、当該共済契約者が有する所有権その他の物権について、この組合が取得する場合は、書面により通知します。
- (残存共済金額)
- 第48条 共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、当該共済金額からその支払った額を差し引いた残額をその損害の生じた時以降の共済期間に係る共済金額とします。

第4章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

- 第49条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者又は共済金受取人は、この組合に置く審査委員会に対し異議の申立てをすることができます。
- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければなりません。
 - 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
 - 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施規則で定めます。

第5章 雑 則

(支払備金及び責任準備金)

- 第50条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積み立てます。
- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は、別紙第2火災共済責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とします。
 - 3 異常危険準備金は、危険差損のてん補に充てる場合又は異常危険準備金の一部が益金に算入されたことにより生じた税負担に充てる場合に限り取り崩すことができます。
 - 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、この組合の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、当該基準によらないで積立て又は取崩しを行うことができます。

(時効)

- 第51条 この組合は、共済契約者又は共済金受取人が共済事故の発生日から共済金の請求手続きを3年間怠った場合には、共済金を支払う義務を免れます。
- 2 この組合は、共済契約につき、共済契約者が解約及び消滅の原因となる事実を知ったときから3年間通知を怠った場合には、解約及び消滅にかかる共済掛金の払い戻し義務を免れます。

(質入等の制限)

- 第52条 共済金の支払いを請求する権利は、この組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができません。

(公共団体よりの補償)

- 第53条 この組合は、第30条(火災等共済金)に掲げた共済事故が著しく広範囲に発生し、剰余金、諸積立金、異常危険準備金をもってしても所定の共済金の支払い及び残余の共済責任を果たすことができないと認めるときは、あらかじめ定められた金額を限度として公共団体より補償を受けて共済金を支払うことができます。

(借入金)

- 第54条 この組合は、前条においてもなお共済責任を果たすことができないと認めるときは、あらかじめ理事会で定められた金額を限度として、借入金をもって共済金を支払うことができます。

(共済契約による権利義務の承継)

- 第55条 共済契約者は、この組合の書面による承諾を得て、共済契約関係者に限り共済契約による権利義務を承継させることができます。
- 2 共済契約者が死亡したときは、相続人がこの組合の書面による承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
 - 3 前2項の規定により共済契約の継承人になった者は、この組合の組合員でなければならない。
 - 4 当該共済契約の満了の日までに共済契約者が死亡したときにおいて、第2項に規定する継承手続きがなされなかった場合は、当該共済契約はその共済期間の満了の日において消滅します。

(実施規則)

- 第56条 この規約に定めるもののほか、この事業の実施のための手続、その他事業の執行について必要な事項は、火災共済事業実施規則で定めます。

(準拠法)

- 第57条 この規約に定めない事項については、日本国の法令に準拠します。

(改廃)

- 第58条 この規約の改廃は総代会の議決によります。

(附則)

- 1 この規約は、新潟県の認可を受けた日(令和6年7月3日)から施行します。

火災共済事業実施規則

(総則)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合(以下「組合」といいます。)は、火災共済事業規約(以下「規約」といいます。)第56条(実施規則)に基づき、この規則に定めます。

(破裂又は爆発による損害)

第2条 規約第3条(火災等の損害の定義)第1項第2号に規定する破裂又は爆発による損害には、次に掲げる損害を含みます。

- (1) 凍結による水道管の破裂・爆発による損害
- (2) 凍結による水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害
- 2 前項第2号に掲げるこれらに類するものとは、次のものをいいます。
 - (1) 湯沸かし器、太陽温水器内の水管
 - (2) 樋、スノーダクト、排水管、水洗便器(タンク含む)等
- 3 第1項各号により生じた水濡れ損害は除きます。

(同一の世帯に属する親族及びその親族以外に同居する者の定義)

第3条 規約第3条(火災等の損害の定義)第4項の同一の世帯に属する者とは、日常生活において各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいいます。

2 親族以外に同居するものとは、前項以外のものをいいます。

(共済の目的の制限及び特例)

第4条 規約第11条(共済の目的 建物)第1項及び第12条(共済の目的動産)第2項第7号ただし書きによる共済の目的とすることができないものは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 空家又は無人の建物
- (2) 建築中の建物
- (3) 非住家又は非合法の建物
- (4) 常時15人以上の従業員が従事する工場、作業場等の併用住宅
- (5) 防火上、危険と認められる建物
- (6) 第1号、第3号、第4号および前号に掲げる建物内に収容されている動産
- 2 前項第1号および第2号の建物のうち、次のいずれかに該当する場合に限り共済の目的とすることができず。ただし、この組合と新たな共済契約を締結するときは、この組合が適当と認めた場合及び規約第22条(共済契約者の通知義務等)第2項の規定により、この組合が承諾した場合に限ります。
 - (1) 居住地以外の建物で、居住地に隣接している建物
 - (2) 居住地以外の建物で、概ね月1回以上見回りしている建物
 - (3) 転勤又は出張(長期又は短期)あるいは入院等により、空家又は無人となった建物(ただし、再入居を前提としたものに限ります。)
 - (4) 新築または改築の場合で建物が完成し30日以内に居住が確定している建物
 - (5) 貸家などで入居者の移転により一時空家又は無人となった建物(ただし、入居を前提としたものに限ります。)
 - (6) その他この組合が特に認めたもの
- 3 第1項第6号の規定にかかわらず、第2項第1号から第3号並びに第6号に規定する建物内に収容されている動産については、当該建物に収容されている動産については当該建物に相当程度の動産が残っており、かつ、この組合が適当と認める場合に限り共済の目的とすることができます。

(共済契約締結の単位)

第5条 共済契約者が同一敷地内に所有する建物が2棟又は2戸以上あり、それぞれの建物が規約第11条(共済の目的 建物)第1項に定める建物であり、かつ規約第13条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約がなされていないときは、同一敷地内の共済を目的とすることができるすべての建物又は動産について、一括して共済契約が締結されているとみなすことができます。ただし、当該建物が同構造・同用途のものに限ります。

2 前項の共済契約が締結されている場合の損害の額及び焼破損割合等の算出は一括して行い共済金を算出します。

3 共済契約者又は共済契約関係者が所有し居住用に貸す建物のうち、1棟の建物内に複数世帯が区分使用している建物である場合は建物の棟毎とします。

(建物の構造)

第6条 規約第17条(共済掛金額)にいう共済の目的である建物の構造区分は、次のとおりとします。

- (1) 耐火

- ア 建物の主要構造物のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの
- イ 外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物
- ウ その他この組合が特に認めるもの

(2) 木造

前号以外の建物

(共済の目的 建物)

第7条 規約第11条（共済の目的 建物）第1項に規定する建物とは、次に掲げるものをいいます。

(1) 専用住宅

専ら居住の目的で使用する建物

(2) 併用住宅

主として居住を目的とする他、商店、事務所、作業場として使用する建物

2 前項第2号に掲げる併用住宅については、非居住部分及び兼用部分を含み建物すべてを共済の目的をすることができます。

3 規約第17条（共済掛金額）にいう用途区分は、第1項各号に掲げるものとします。

(短期契約)

第8条 この組合は、規約第18条（共済期間）第1項の規定により、次の各号に該当するときは、短期契約を締結することができます。

- (1) 共済契約者が既に締結している共済契約の残期間について、契約口数を増口するとき。
- (2) 共済契約者が既に締結している共済契約の満期に合わせて、他の共済契約を新規に締結するとき。
- (3) 共済契約者がそれぞれ契約満期日を異なる2以上の共済契約を締結している場合において、その内のいずれかの契約満期日に合わせて、他の共済契約を更新するとき。
- (4) その他、この組合が必要と認めたとき。

(共済契約の更新を不相当と認める場合)

第9条 この組合は、規約第19条（共済契約者の申込み及び共済契約者の告知義務）第5項の規定により、共済契約者及び共済契約関係者並びに規約第9条（共済金受取人の範囲）第2項に規定する相続人が次のいずれかに該当する場合は当該共済契約を更新しません。

- (1) 過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき
- (2) 過去に共済金又は保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき
- (3) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき
- (4) 共済契約者又は共済受取人が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他、この組合が不相当な者であると認めたとき

(端数処理)

第10条 この組合は、規約第27条（共済契約の取消、解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し）及び規約第28条（共済契約の消滅）の規定により算出した当該共済契約の未経過共済期間に1ヶ月を満たさない端数が生じた場合は、その満たない端数日を切り上げます。

2 この組合は、規約第18条（共済期間）第2項に規定する短期契約の共済掛金額算出にかかる共済期間に1ヶ月を満たさない端数が生じた場合は、その満たない端数日を切り上げます。

3 この組合は、規約第18条（共済期間）第2項による短期契約の共済掛金額、規約第27条（共済契約の取消、解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し）及び規約第28条（共済契約の消滅）の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(共済価額の算定基準)

第11条 規約第30条（火災等共済金）第2項に掲げる共済価額の算定については、次の各号に定めます。

(1) 建物

$$\text{時価額} = \text{再取得価額} \times \left\{ 1 - (1 - \text{残価率}) \times \frac{\text{経過年数}}{\text{耐用年数}} \right\}$$

この場合の残価率は50%とし、耐用年数は大蔵省令に定めるものとします。

(2) 動産

時価額＝再取得価額×{(1－経年減価率×経過年数)}

この場合の経年減価率は、一定の動産の新旧交換があるものと考え、20～30%とします。ただし、動産の新旧の多少により減価率を変更することができます。

2 規約第30条(火災等共済金)第3項に規定する再取得価額特約が附帯された共済契約については、その共済価額の算定は次の各号に定めます。

(1) 建物 規約第15条(再取得価額の算定及び制限)第1項に規定する標準加入額に共済の目的である建物の延床面積を乗じて得た額

(2) 動産 規約第15条(再取得価額の算定及び制限)第2項に規定する額

3 前項の規定にかかわらず、建物、動産それぞれの共済価額がこの組合の最高限度を超える場合は、共済金額の最高限度を共済価額とします。

(塀、物置及び収容動産等の目的の価格の算出基準)

第12条 規約第11条(共済の目的 建物)第2項第3号及び第4号でいう門、塀、物置、納屋及び収容動産(営業用品等を除く。)の目的の価額は、30万円又は契約共済金額の5%のいずれか少ない額とします。

なお、上記に対象となるものが複数ある場合は、これを1件とみなすとともに、複数の契約者がある場合も1契約者とみなします。

(風水害の範囲)

第13条 規約第38条(共済金を支払わない損害)第2項第3号にいう風水害とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩れ、降雪および降ひょう等をいいます。

(共済掛金の払込場所)

第14条 規約第21条(共済掛金の払込み)第1項の規定する「この組合の指定する場所」は、次の各号の方法をいいます。

(1)この組合の使用人による集金

(2)この組合が指定する金融機関への口座振込

(3)この組合が指定する金融機関による口座振替

(共済掛金口座振替特則)

第15条 この特則は、規約第21条(共済掛金の払込み)及び規則第14条(共済掛金の払込場所)で規定する共済掛金の払込みを口座振替とする場合に適用します。

2 この特則を適用する場合には、次の条件を満たさなければなりません。

(1)口座振替による掛金の払込みに関して、共済契約者から申し出を受け、この組合がその申し出を承諾すること。

(2)共済契約者からこの組合が指定する金融機関(以下「取扱金融機関」といいます。)に対し、共済契約者が指定する口座(以下「指定口座」といいます。)からの口座振替を依頼すること。

3 共済契約者は、この組合の定めの日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。)に指定口座から共済掛金を払い込まなければなりません。

4 前項において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みが3 共済契約者は、この組合の定めの日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。)に指定口座から共済掛金を払い込まなければなりません。

4 前項において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

6 共済掛金の口座振替ができなかった場合は、共済契約者は更新する前の共済期間の満了日までに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。

7 共済契約者は、取扱金融機関及び指定口座を変更することができます。この場合、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

8 共済契約者は、口座振替による掛金の払込みを停止することができます。この場合、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

9 この組合は、振替日及び口座振替の方法を変更することができます。この場合、この組合はあらかじめその旨を共済契約者に通知します。

10 次の各号のいずれかに該当する場合、この特則は消滅します。

(1)第2項に規定する条件を満たさなくなったとき

(2)共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき

(3) 共済契約者が前項の変更を承諾しないとき

(審査委員会)

第16条 規約第49条(異議の申立て及び審査委員会)第4項に規定する審査委員会の組織及び運営については、審査委員会規則に定めます。

(細則)

第17条 この規則で定めるもののほか、必要な事項については、理事長が定めます。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は理事会の議決によります。

(附則)

1 この規則は、令和6年12月1日から施行します。

自然災害見舞金の支給に関する規則

(目的)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合(以下「組合」という。)は、火災共済事業(以下「火災共済」という。)の契約者(以下「共済契約者」という。)が自然災害(以下「災害」という。)で被災した場合、火災共済事業規約に定める共済金の支給事由に該当しないが、組合の基本理念である相互扶助の精神に基づき、自然災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することとし、共済契約者の生活再建に寄与することを目的とし、この規則を定めるものとする。

(見舞金を支払う場合の基本要件)

第2条 発生した災害に対し火災共済の目的である建物又は動産の所在地(以下「物件所在地」という。)において災害救助法の適用があるか、又は災害救助法の適用に準ずる被災状況(発生した災害に対し、物件所在地で被災者生活再建支援法が適用され、災害により被害があった場合及びその他、理事会が特に必要と認めた場合)であると判断される場合の以下の損害とする。

(1) 地震等により生じた損害

(2) 風水害等により生じた損害

(地震等・風水害等の災害の範囲)

第3条 災害の範囲は、次の各号とする。

(1) 地震等の範囲

地震等とは、地震、噴火及び津波などをいう。

(2) 風水害等の範囲

風水害等とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪及び降ひょうなどをいう。ただし、風水害等による損害には、住宅の欠陥及び老朽化による雨もり等(当該風水害等を直接の原因とした住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形及びすれに起因しない雨もり等をいう。)による損害は含まない。

(見舞金を支払う場合の損害区分)

第4条 共済期間中に共済契約者又は共済契約の関係者が所有若しくは居住する建物が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の被害を受けたときとする。ただし、一部損壊については、損害額が20万円を超えた場合に限る。

2 組合が見舞金を支払う場合の損害区分の適用は、市町村長が交付する罹災証明書により判断する。ただし、一部損壊については、罹災証明書に加え修繕等に係る見積書等で判断する。

(損害区分の基準)

第5条 前条にいう「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」とは、それぞれ次の各号とする。

(1) 「全壊」とは、建物がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、建物の全部が倒壊、流失、埋没、若しくは焼失したものの又は建物の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、流失、埋没、若しくは焼失をした部分の床面積(以下「損壊部分」という。)がその建物の延べ床面積の70%に達した程度のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。

(2) 「大規模半壊」とは、半壊であって、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該建物に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその建物の延べ床面積の50%以上70%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

(3) 「中規模半壊」とは、半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該建物に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその建物の延べ床面積の30%以上50%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。

(4) 「半壊」とは、建物がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの。すなわち、建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその建物の延べ床面積の20%以上30%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。

(5) 「準半壊」とは、建物の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のもののうち、損壊部分がその建物の延べ床面積の10%以上20%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。

(6) 「一部損壊」とは、建物の準半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のものを用いる。ただし、

損害額が20万円を超える場合に限る。

(見舞金の原資)

第6条 見舞金の支払い原資は、大規模災害対策積立金から支給する。

(損害区分ごとの見舞金額)

第7条 組合は、第2条に規定する見舞金を支払う場合の基本要件に該当する災害が発生した場合、次項のとおり第5条(損害区分の基準)の損害区分に応じた見舞金を支払う。

2 見舞金の額は、1災害に対する組合の見舞金支払総額が1,000万円以下と見込まれる場合には、理事長の判断により次の各号を基準に支払うことができる。ただし、見舞金の額は、災害の規模及び組合の財務に及ぼす影響を勘案して必要と認められた場合は理事会の承認を得て、見舞金の支給基準を減額して支給することができる。

- (1) 「全壊」の場合10万円を限度
 - (2) 「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合5万円を限度
 - (3) 「準半壊」、「一部損壊」の場合1万円を限度
- 3 組合の見舞金支払総額の算定は前項各号を基準に行う。

(見舞金の支給方法)

第8条 前条の見舞金は、共済契約者に対して支給するものとする。ただし、共済契約者が死亡した場合は、相続人に対して支給するものとする。

(見舞金の請求及び時効)

第9条 共済契約者が第7条に規定する見舞金の支給を受けようとするときは、災害の発生した日から3年以内に組合が別に定める申請書に必要な書類を添えて組合に請求しなければならない。

2 前項の見舞金を請求する権利は、災害が発生した日から3年間行使しない場合は、時効によって消滅する。

(規則の改正)

第10条 組合は、法令の改正や社会情勢の変化及びその他の事情により、この規則を改正する場合は、この規則を改正することにより、変更後のこの規則の条項について、共済契約者と合意があったものとみなし、共済契約者と個別の合意をすることなく規則を改正することができる。

(2以上の災害の取扱い)

第11条 72時間以内に生じた2以上の災害は、これらを一括して1回の災害とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合はこの限りではない。

2 前項の規定に関わらず、異なる複数の災害により火災共済の目的に複数の損害があった場合で、先に発生した損害を修復していないときは、これらを1回の災害とみなす。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は理事会において行う。

(附則)

1 この規則は、令和6年12月1日から実施する。

交通災害共済事業規約

第1章 総則

(総則)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合(以下「組合」といいます。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条(事業の品目等)第2号の掲げる事業を実施します。

(事業)

第2条 この組合は、交通事故による災害を受けた者を共済するため、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、契約期間中に生じた当該事故に共済金を支払うことを約する交通災害共済事業を行います。

(重要事項の提示)

第3条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」という。)及び共済契約者に注意を喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」という。)をあらかじめ正確に提示します。

2 前項に規定する契約概要及び注意喚起情報とは次に掲げるものとします。

(1) 契約概要

- ア 共済商品の仕組み
- イ 保障内容
- ウ 付加できる主な特約とその概要
- エ 共済期間
- オ 引受条件(共済金額)
- カ 共済掛金に関する事項
- キ 共済掛金の払込に関する事項
- ク 解約返戻金の有無等に関する事項

(2) 注意喚起情報

- ア クーリング・オフに関する事項
- イ 告知義務等の内容
- ウ 責任開始期
- エ 主な免責事由
- オ 共済掛金の支払猶予期間等
- カ 解約と解約返戻金の有無
- キ 特に法令等で注意喚起することとされている事項

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第4条 共済契約者は、この組合の組合員とします。

(被共済者の範囲)

第5条 この組合は、共済契約者又はこれと同一の世帯に属する者を被共済者とする共済契約に限り締結します。

(共済金受取人の範囲)

第6条 共済金受取人は、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいい、共済契約者又は被共済者とします。ただし、被共済者が未成年のときは共済契約者又は親権者とします。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡したときの共済金受取人の範囲は、次の各号に掲げる者とします。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、被共済者の死亡当時事実上、婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。

3 前項に掲げる者の共済金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にします。

4 共済金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支払うものとします。

(共済責任)

第7条 この組合は、被共済者が日本国内において、次に掲げる交通事故等(以下「事故」という。)によって災害を受けたときに共済金を支払います。

- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗中の事故
- (2) 運行中の交通乗用具との衝突、接触又はその火災若しくは爆発等による事故

- (3) 運行中の交通乗用具の積載物との衝突、接触又はその落下等による事故
 - (4) 駅の改札口をってから通常の通路によって、出札口を出るまでの区間における事故
- (交通乗用具の範囲)

第8条 前条の交通乗用具とは、次の各号に掲げるものをいいます。ただし、もっぱら遊戯及びスポーツの用に供するものは除きます。

- (1) 汽車、電車、気動車、ケーブルカー、リフト、モノレール、トロリーバス、エスカレーター及びエレベーター
- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、人力車及びそり
- (3) 航空機、船舶

(共済の目的の範囲)

第9条 共済契約は、被共済者の生命身体に対する傷害でなければ、その目的とすることができません。

(共済契約の締結の単位)

第10条 共済契約は、共済契約者1人ごとに契約します。ただし、同一世帯に属する被共済者は2人以上とすることができます。

(共済金及び共済掛金)

第11条 被共済者1人あたりの共済掛金及び共済金額の最高限度は次のとおりとし、その算定は別紙第1 交通災害共済掛金額算出方法書に定める方法によります。

種 別	共済掛金額	共済金額
(1)一般の者	600円	60万円
(2)中学生以下の者	500円	
(3)職業運転者	1,200円	

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯又は同一勤務所において20人以上が同時に契約する場合は、次のとおり掛金額を割引きます。

- (1) 20人以上の場合1人につき 20円
- (2) 50人以上の場合1人につき 40円
- (3) 100人以上の場合1人につき 60円
- (4) 200人以上の場合1人につき 80円

(共済期間)

第12条 共済期間は、共済契約の効力の生じた日から1年間とします。

第2節 共済契約の申込み、成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約者の申込み及び共済契約者の告知義務)

第13条 共済契約申込者は、共済契約の申込みにあたっては、次の各号に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 被共済者の続柄
- (4) 被共済者の年齢
- (5) 被共済者の職業
- (6) 共済期間
- (7) 共済金額
- (8) その他この組合が必要と認めた事項

2 共済契約申込者は、前項各号に掲げるもののほか、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、共済契約申込時にこの組合が質問した次に掲げる危険に関する重要な事項（以下「告知事項」という。）について、事実を正確に告げなければなりません。

- (1) 身体の障害を担保とする法律に基づく他の共済契約又は保険契約の有無等

3 この組合は、前2項の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第1項の共済掛金に相当する金額を共済契約申込者に払い戻します。

(共済契約の成立)

第14条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、その日の翌日午前零時から効力を生じます。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続

するものであるときは、更新する前の共済期間の満了のときから効力が生じます。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した領収書を共済契約者に交付します。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 被共済者の続柄
- (4) 被共済者の年齢
- (5) 被共済者の職業
- (6) 共済期間
- (7) 共済金額
- (8) 領収書の作成年月日
- (9) その他この組合が必要と認めた事項

(共済契約の更新)

第14条の2 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない旨又は変更する旨の申出がされない場合には、満了する契約と同一内容で共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、実施規則に定める共済掛金口座振替特則を適用する場合には、組合の指定する日までに共済契約を更新しない旨又は変更する旨を組合に申し出なければなりません。

3 この組合は、共済契約者から共済契約の変更の申し出を受け、その申し出を承諾した場合には、その内容で更新します。

4 この組合は、共済期間の満了する共済契約の更新に際して、実施規則で定める共済契約の更新に関して不相当と認める基準に該当するときは、更新しません。

5 この組合は、この規約又は実施規則の変更があったときは、更新日における変更後の規約又は実施規則により、共済契約が更新されるものとします。

6 共済契約者が、共済契約の変更の申し出をする場合には、次の各号に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、これをこの組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 被共済者の続柄
- (4) 被共済者の年齢
- (5) 被共済者の職業
- (6) 共済期間
- (7) 共済金額
- (8) その他この組合が必要と認めた事項

7 共済契約者は、前項各号に掲げるもののほか、共済金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、共済契約申込時にこの組合が質問した次に掲げる危険に関する重要な事項（以下「告知事項」という。）について、事実を正確に告げなければなりません。

- (1) 身体の障害を担保とする法律に基づく他の共済契約又は保険契約の有無等

8 この組合は、第1項から第3項の更新をした場合、その旨を共済契約者に書面により通知します。

9 この組合は、第3項にもとづき、共済契約を更新しなかった場合には、その旨を共済契約者に通知します。

(共済掛金の払い込み)

第15条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。

2 共済契約者は、共済契約を更新するときは、更新する前の共済契約期間の満了日までに共済掛金を支払わなければなりません。

3 前項に規定する契約の共済掛金の払込みは、共済期間の満了する日から1ヶ月の払込猶予期間を設けるものとします。ただし、払込猶予期間内に共済掛金の払込みがない場合には、当該共済契約期間の満了を持って効力を失うものとします。

4 前項に規定する払込猶予期間内に共済事故が発生した場合には、共済掛金が払込猶予期間中に支払われたときに限り共済金を支払うことができます。

5 共済契約者は、実施規則に定めるところにより、共済掛金を、口座振替により払込みができるものとします。

(共済契約者の通知義務等)

第16条 共済契約者は、職種、住所又は勤務場所を変更したときは、遅滞なく書面によりその旨をこの組合にこ

の組合に通知しなければなりません。

- 2 前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承認したときは、契約書に代わるべき領収書に裏書します。
- 3 被共済者が事故によって傷害を受けたときは、共済契約者又は被共済者は、遅滞なく事故の発生状況及び傷害の程度をこの組合に通知しなければなりません。
- 4 前項の場合において、共済契約者又は被共済者は、この組合の行う事故の調査について正当な理由がないのにこれを拒み又は妨げてはなりません。
- 5 契約期間中に職種の変更通知があったときは、共済契約者は、この組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、追徴又は返還をするものとします。

第3節 共済契約の取消、無効、解約、解除及び消滅

(共済契約の取消)

第17条 この組合は、共済契約者(又は共済金受取人)の詐欺又は強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該契約を取り消すことができます。

2 前項の規定による取り消しは通知をもって行います。

(共済契約の無効)

第18条 共済契約者が、第5条(被共済者の範囲)の規定に違反して共済契約を締結したときは無効とします。

(共済契約の解約)

第19条 共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。

3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

(共済契約の解除)

第20条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

(1) 告知義務違反による解除

共済契約者が、共済契約の申込みの当時、告知事項について、故意又は重大な過失によりこの組合に対して事実を告げず、又は当該事項について不実のことを告げたとき。ただし、この組合がその事実を知っていた場合、又は過失により知らなかった場合は、この限りではありません。

(2) 危険増加による解除

第16条(共済契約者の通知義務等)第1項に掲げる事実がある場合で、故意又は重大な過失により遅滞なく当該事実の通知をしなかったとき。ただし、この組合が同条第2項の規定により領収書に裏書した場合は、この限りではありません。

(3) 重大事項による解除

ア 共済契約者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的として故意に支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済契約者又は共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求について詐欺を行い、又は生じさせようとしたこと。

ウ 共済契約者又は共済金受取人が次のいずれかに該当するとき。

① 暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この組合の当該共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生の後にされたときであっても、この組合は共済金を支払わないものとし、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、前項第1号及び第2号については、その共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときは、この限りではありません。

3 共済契約者又は共済金受取人が第1項第3号ウの①から④までのいずれかに該当することによりこの組合が解除をした場合には、第2項の規定は第1項第3号ウの①から④までのいずれにも該当しない共済金受取人にかかる共済金には適用しません。

4 第1項第1号及び第2号の規定による解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから1箇月間行使しなかったとき、又は第1号においては共済契約の成立後、第2号においては当該事実が生じたときから5年を経過したときは、消滅します。

5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する書面による通知によって行います。

(共済契約の取消、解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し)

第21条 この組合は、第17条(共済契約の取消)については、共済掛金を返還しません。

2 この組合は、第19条(共済契約の解約)第1項の共済契約の解除及び第20条(共済契約の解除)第1項の規定による共済契約の解除については、契約後6ヵ月以内の場合に限りその共済掛金の半額を払い戻します。

(共済契約の消滅)

第22条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合はその者の共済契約は消滅します。

(1) 被共済者が事故によらないで死亡した場合

(2) 被共済者が第31条(共済金を支払わない傷害)各号に掲げる傷害により死亡した場合

(3) 第35条(残存共済金額)に規定する残存共済金額が、共済契約の当時における共済金額の5分の1未満になった場合

2 前項第1号又は第2号の事実が発生したため、共済契約が消滅した場合は、前条第2項の規定を準用します。

(共済掛金の払い戻し方法)

第23条 第18条(共済契約の無効)、第21条(共済契約の取消、解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し)

第2項並びに前条第2項の規定による共済掛金の払戻金は、領収書と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払います。

第3章 共済金及び共済金の支払い

(共済金の種類)

第24条 共済金の種類は、次のとおりとします。

(1) 死亡共済金

(2) 後遺障害共済金

(3) 医療共済金

(死亡共済金)

第25条 被共済者が事故によって傷害を受け、その直接の結果として被災の日から180日以内に死亡したときは、共済金額の全額を死亡共済金として給付します。

2 被共済者の搭乗中の航空機が行方不明となってから、若しくは遭難してから30日を経過してもなお被共済者が発見されない場合、又は乗船中の船舶が行方不明となってから、若しくは遭難してから1年を経過してもなお被共済者が発見されない場合は、死亡したものと推定して死亡共済金を給付します。

ただし、この場合において被共済者が生存していたことが明らかになったときは、共済金受取人はこの共済金を返還しなければなりません。

(後遺障害共済金)

第26条 被共済者が事故によって傷害を受け、その直接の結果として被害の日から180日以内に身体の一部を失い、又はその機能を全く廃したことにより後遺障害となったときは、別紙第2後遺障害共済金給付基準に掲げる区分によって後遺障害共済金を給付します。

2 別紙第2後遺障害共済金給付基準に掲げない後遺障害については、被共済者の障害の程度に応じ別紙第2後遺障害共済金給付基準を参酌してその共済金額の50%以内の額を給付することができます。

(医療共済金)

第27条 被共済者が事故により傷害を受け、その直接の結果として業務能力の滅失又は減少をきたし、かつ、医師の治療を受けたときは、平常業務に従事することを妨げない程度に治癒した日までの治療実日数に対し、1日につき入院の場合は600円、通院の場合は400円を医療共済金として給付します。

2 医療共済金の給付は被害の日から180日を経過したとき、又は被共済者が死亡したときはこれを行わないものとします。ただし、通院については90日をもって限度とします。

3 被共済者が医療共済金を受けるべき期間中、さらに医療共済金の給付を受けるべき傷害を受けたときは、重複して医療共済金を給付しないものとします。

(他の傷病等の影響がある場合)

第28条 事故により被共済者が傷害を受けたとき、すでに存在した身体障害若しくは疾病の影響により、又は傷害を受けた後においてその原因である事故と関係なく発生した疾病若しくは傷害の影響により障害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを給付します。

2 正当な理由なく被共済者が治療を怠り、又は共済契約者が治療させなかったために障害が重大になった場合は、前項に準ずるものとします。

(事故発生の通知)

第29条 被共済者又は共済金受取人は、共済金支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の状

況をこの組合に通知しなければなりません。

(共済金の支払請求)

第30条 共済金受取人は、被共済者が事故により被害を受けた場合において、この組合に共済金を請求するときは、共済金請求書に共済掛金領収書及び次に掲げる書類を添え、提出しなければなりません。ただし、この組合がこれにより難いと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 警察署の発行する事故証明書
- (2) 医師の診断書、ただし、死亡の場合は死亡診断書及び戸籍謄本
- (3) その他特に組合が要求する書類

(共済金を支払わない傷害)

第31条 この組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による傷害
- (2) 被共済者の自殺行為又は犯罪行為及び闘争行為
- (3) 被共済者の無免許運転中の事故による傷害（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）
- (4) 被共済者の酒気帯び運転若しくは飲酒（酩酊）運転中の事故による傷害（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）
- (5) 戦争その他の事変及び天災による傷害

(共済金の支払義務を免れる場合)

第32条 この組合は、共済契約者又は共済金受取人が第30条（共済金の支払請求）第1項の書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したときは、共済金を支払う義務を免れます。

(共済金の支払い及び支払い場所)

第33条 この組合は、第30条（共済金の支払請求）の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日から30日以内に、次の事項の確認を終え、この組合の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無
事故の原因、事故の発生の状況、事故と傷病の因果関係
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無
共済金が支払われない事由として、当該共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための事実
事故日、治療期間、通院日、入院期間
 - (4) 共済契約の効力の有無
当該共済契約において規定する解除、無効又は取り消しの事由に該当する事実の有無
- 2 前項各号に規定する事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項にかかわらず、この組合は請求書類がこの組合に到着した日から次のいずれかの日数が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この組合は、その旨を共済金受取人に通知します。
- (1) 前項各号の事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査及び弁護士法その他の法令に基づく照会
180日
 - (2) 前項各号の事項を確認するための医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果の照会
90日
 - (3) 災害救助法が適用された災害被災地域における前項各号の確認の為に調査
60日
- 3 前2項に掲げる必要な事項に際し、共済契約者が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しません。

(併給又は控除)

第34条 この組合は、職業運転者が正規の掛金を支払わなかった場合は、共済金の50%を控除するものとします。

- 2 被共済者の交通に関する法令違反に基因する傷害の場合、又は第30条（共済金の支払請求）第1項に基づく書類を期間内に提出しなかった場合は、交通災害共済事業実施規則の定めるところにより共済金の20%以内を控除することがあるものとします。
- 3 同一事故により2種以上の後遺障害が生じたときは、第26条（後遺障害共済金）に基づきその合計額を給付します。
- 4 同一事故に基づく傷害によって、医療共済金と後遺障害共済金の両者に該当するときは、これらを併給します。
- 5 前2項の規定にかかわらず、1人の被共済者の傷害に対して支払う共済金の額は、第11条（共済金及び共済

掛金)に規定する共済金額をもってその限度とします。

- 6 死亡共済金の給付を行う場合において、すでに給付した医療共済金若しくは後遺障害共済金があるときは、前項の規定を準用します。

(残存共済金額)

第35条 事故による災害が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは第11条(共済金及び共済掛金)第1項の規定にかかわらず、共済金額からその支払った金額を差引いた残額を、その災害を生じた時以後の共済期間の共済金額とします。

第4章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第36条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者又は共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければなりません。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、異議申立ての書面を受付けた日から30日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、交通災害共済事業実施規則で定めます。

第5章 雑則

(支払備金及び責任準備金)

第37条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積み立てます。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は、別紙第3交通災害共済責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とします。
- 3 異常危険準備金は、危険差損のてん補に充てる場合又は異常危険準備金の一部が益金に算入されたことにより生じた税負担に充てる場合に取崩すことができます。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、この組合の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、当該基準によらないで積立て又は取崩しを行うことができます。

(時効)

第38条 この組合は、共済契約者又は共済金受取人が共済事故の発生日から共済金の請求手続きを3年間怠った場合には、共済金を支払う義務を免れます。

- 2 この組合は、共済契約につき、共済契約者が解約及び消滅の原因となる事実を知ったときから3年間通知を怠った場合には、解約及び消滅にかかる共済掛金の払い戻し義務を免れます。

(借入金)

第39条 この組合は、共済事故が著しく発生して剰余金、諸積立金及び異常危険準備金をもってしてもなお共済責任を果たすことができないと認めるときは、あらかじめ理事会で定められた金額を限度として、借入金をもって共済金を支払うことができます。

(実施規則)

第40条 この規約に定めるもののほか、共済事業実施のための手続き、その他その執行について必要な事項は、交通災害事業実施規則で定めます。

(準拠法)

第41条 この規約に定めない事項については、日本国の法令に準拠します。

(改廃)

第42条 この規約の改廃は総代会の議決によります。

(附則)

- 1 この規約は、新潟県の認可を受けた日(令和2年7月30日)から施行します。

交通災害共済事業実施規則

(総則)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合は、交通災害共済事業規約（以下「規約」という。）第40条（実施規則）の規定に基づきこの規則を定めます。

(共済金の控除)

第2条 規約第24条（共済金の種類）による共済金は、被共済者の交通に関する法規違反に基因する傷害の場合は20%以内を控除することがあるものとします。

(共済金受取人の裁定)

第3条 規約第25条（死亡共済金）に規定する共済金受取人がいないときは、次条に規定する委員会がこれを裁定します。

(審査委員会)

第4条 規約第36条（異議の申立て及び審査委員会）第4項に規定する審査委員会の組織及び運営については、審査委員会規則に定めます。

(共済契約の更新を不相当と認める場合)

第5条 この組合は、規約第13条（共済契約者の申込み及び共済契約者の告知義務）第8項の規定により、共済契約者及び共済契約関係者並びに規約第6条（共済金受取人の範囲）第2項に規定する相続人が次のいずれかに該当する場合は当該共済契約を更新しません。

- (1) 過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。
- (2) 過去に共済金又は保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき。
- (3) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。
- (4) 共済契約者又は共済受取人が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他、この組合が不相当な者であると認めたとき。

(共済掛金の払込場所)

第6条 規約第15条（共済掛金の払込み）第1項の規定する「この組合の指定する場所」は、次の各号の方法をいいます。

- (1) この組合の使用人による集金
- (2) この組合が指定する金融機関への口座振込
- (3) この組合が指定する金融機関による口座振替

(共済掛金口座振替特則)

第7条 この特則は、規約第15条（共済掛金の払込み）及び規則第6条（共済掛金の払込場所）で規定する共済掛金の払込みを口座振替とする場合に適用します。

2 この特則を適用する場合には、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 口座振替による掛金の払込みに関して、共済契約者から申し出を受け、この組合がその申し出を承諾すること。
- (2) 共済契約者からこの組合が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）に対し、共済契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）からの口座振替を依頼すること。
- 3 共済契約者は、この組合の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。）に指定口座から共済掛金を払い込まなければなりません。
- 4 前項において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- 5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- 6 共済掛金の口座振替ができなかった場合は、共済契約者は更新する前の共済期間の満了日までに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。
- 7 共済契約者は、取扱金融機関及び指定口座を変更することができます。この場合、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。
- 8 共済契約者は、口座振替による掛金の払込みを停止することができます。この場合、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

9 この組合は、振替日及び口座振替の方法を変更することができます。この場合、この組合はあらかじめその旨を共済契約者に通知します。

10 次の各号のいずれかに該当する場合、この特則は消滅します。

(1) 第2項に規定する条件を満たさなくなったとき

(2) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき

(3) 共済契約者が前項の変更を承諾しないとき

(細則)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、理事会で定めます。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は理事会の議決によります。

(附則)

1 この規則は、令和2年5月18日より実施します。

(別紙第2)

後 遺 障 害 共 済 金 給 付 基 準

1	終身自用を弁することができないとき	100分の100
2	両眼の視力を失ったとき	100分の100
3	1上肢(手関節より上)又は1下肢(足関節より上)を失ったとき	100分の50
4	両耳の聴力を失ったとき	100分の50
5	そしゃく又は言語の機能を廃したとき	100分の50
6	1眼の視力を失ったとき	100分の35
7	鼻を失ったとき	100分の25
8	1手の拇指を失ったとき	100分の20
9	1耳の聴力を失ったとき	100分の20
10	1耳の耳殻を失ったとき	100分の10
11	手の示指(第2関節より上)を失ったとき	100分の 8
12	足の第1趾(趾関節より上)を失ったとき	100分の 8
13	拇指、示指以外の1指(第2指関節より上)を失ったとき	100分の 3
14	第1趾以外の1趾(第2趾関節より上)を失ったとき	100分の 5